



はい！こちら消費生活センターです

まさか自分が著作権侵害？

～ファイル共有ソフトの安易な使用には注意！～

全国の消費生活センター等には、「ファイル共有ソフトを使い、違法に著作物をアップロードしたとして、プロバイダ事業者から意見照会書が送られてきた」、「著作権者から損害賠償請求するという文書が届いた」という相談が寄せられています。ファイル共有ソフトとは、インターネットを利用し、不特定多数の人とファイルをやり取りできるソフトウェアのことで使い方によっては違法となる恐れがあります。ファイル共有ソフトには、ダウンロード途中のファイルやダウンロード完了したコンテンツがそのまま他ユーザーに共有されるものがあり、そうした機能を持つファイル共有ソフトの場合、ダウンロードだけだと思っても実は知らないうちにアップロードしているというケースがあります。（*参考-インターネット上の海賊版対策のための著作権法改正-令和3年1月1日からスタートしています。）著作物を著作権者の許可なく、アップロード・ダウンロードすることは著作権侵害にあたる可能性があります。絶対にやめましょう。

事例 〈プロバイダ事業者から意見照会書が届くケース〉

- 動画を視聴してただけでアップロードした覚えがない
- 家族が違法だと知らずに利用していた

事例 〈著作権者から著作権侵害を訴えられているケース〉

- 著作権を侵害しているとして、アダルト動画の制作業者から文書が届いた

アドバイス①ファイル共有ソフトの仕組みやリスクをよく理解し、できる限り利用は控える
②違法なダウンロード、アップロードはやめる③心当たりがないにも関わらず、発信者情報開示にかかる意見照会書や事業者からの文書が届いた場合は、端末の共有者にも確認する

不安に思ったり、トラブルで困った場合は消費生活センター等に相談しましょう。

消費生活の相談や苦情はお気軽に**相楽消費生活センター**へ（電話又は来所）

☎0774-72-9955（ナニ？キューキューGOGO!）

相談は**無料**です。 秘密は厳守します。

※「消費者ホットライン」☎188（いやや!）番もご利用ください。

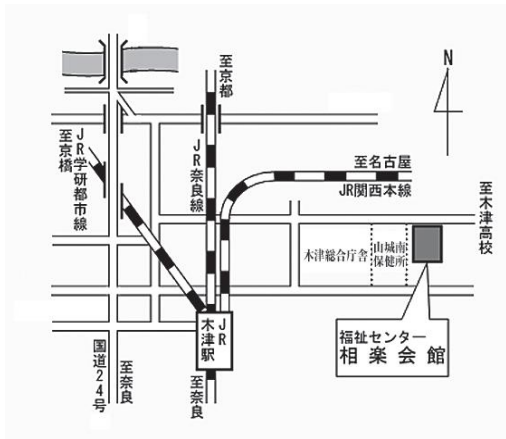
相談日 月～金（祝・休日、年末年始除く）

相談時間 午前9時～正午、午後1時～4時

住所 木津川市木津上戸15 相楽会館1階

京都府木津総合庁舎東隣（JR木津駅東口から徒歩約5分）

※土曜・日曜・祝日（年末年始除く）は075-811-9002（電話のみ）



相談すれば 楽になる